

鳥取県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	平成20年2月29日
久米の郷さくら診療所	倉吉市福光225	久米の郷さくら通所リハビリテーションセンター	倉吉市福光225	平成21年11月30日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	デイサービス木守舎	鳥取市行徳二丁目429	平成21年12月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	平成20年2月29日
久米の郷さくら診療所	倉吉市福光225	久米の郷さくら通所リハビリテーションセンター	倉吉市福光225	平成21年11月30日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	デイサービス木守舎	鳥取市行徳二丁目429	平成21年12月31日